

平成28年第1回八千代町議会定例会会議録（第1号）

平成28年3月7日（月曜日）午前10時22分開会

定例議会の告示

八千代町告示第15号

平成28年第1回八千代町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年3月2日

八千代町長 大久保 司

1. 期 日 平成28年3月7日
2. 場 所 八千代町議会議場

本日の出席議員

議長（9番）	大久保 武君	副議長（2番）	国府田利明君
1番	増田 光利君	3番	大里 岳史君
4番	廣瀬 賢一君	5番	大久保弘子君
6番	上野 政男君	7番	中山 勝三君
8番	生井 和巳君	10番	水垣 正弘君
11番	小島 由久君	12番	宮本 直志君
13番	大久保敏夫君	14番	湯本 直君

本日の欠席議員

なし

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	生井 光男君
教 育 長	高橋 昇君	会 計 管 理 者	上野 真一君

秘書課長	谷中 聰君	総務課長	鈴木 一男君
企画財政課長	青木 良夫君	税務課長	野村 勇君
町民課長	塚原 勝美君	福祉保健課長	相田 敏美君
生活環境課長	内山 博君	産業振興課長	青木 喜栄君
都市建設課長	生井 俊一君	上下水道課長	柴森 米光君
農業委員会 事務局長	秋葉三佐男君	教育次長兼 学校教育課長	水書 正義君
公民館長兼 生涯学習課長	青木 和男君	給食センター 所長	鈴木 忠君
総務課 参事	生井 好雄君	企画財政課 参事	中村 弘君

議会事務局の出席者

議会事務局長	高野 実	補佐	小林 由実
主任	田神 宏道		

議長（大久保 武君） 公私ご多用中のところご参集をくださいませ、まことにありがとうございます。

会議に先立ちまして、去る2月15日、茨城県町村議会議長会から、小島由久議員、水垣正弘議員に議員在職20年以上、上野政男議員に議員在職12年以上の表彰状が贈呈されましたので、ここで伝達いたします。

それでは、3名の方、演壇の前をお願いいたします。

（表彰状伝達）

議長（大久保 武君） ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第1回八千代町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第1号）

平成28年3月7日（月）午前9時開議

開 会

議事日程報告

諸般の報告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 八千代町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第2号 平成27年度八千代町一般会計補正予算（第5号）の専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第6 議案第4号 八千代町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第5号 八千代町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第6号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第8号 八千代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 八千代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第10号 平成27年度八千代町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第11号 平成27年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第12号 平成27年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第13号 平成27年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第14号 平成27年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

議案第15号 平成27年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第16号 平成27年度八千代町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第17号 平成27年度八千代町水道事業会計補正予算（第1号）

諸般の報告

議長（大久保 武君） 諸般の報告をいたします。

例月出納検査の監査結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありましたので、お手元に配付いたしましたから、後でご覧おき願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本定例会に説明のため出席を求めた者、またその委任を受けた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者並びに各課長、局長、所長でありますので、報告いたします。

次に、私のほうから議会議員研修視察の報告をいたします。去る1月28日に実施した議員研修についてご報告いたします。

まず、埼玉県行田市の独立行政法人、水資源機構、利根導水総合事務所において、首都圏の慢性的な水不足の解消を図る導水事業、利根川中流部に展開する水田への安定的に農業用水を供給する取水事業、隅田川の河川浄化、また大規模地震への備えについて説明を受け、その後、拝見した機械操作室では、東京都、埼玉県、群馬県、1都2県にまたがる長大な水路施設が大型モニターに表示され、リアルタイムでの水量管理に取り組んでおられました。

次に、加須市の大利根河川防災ステーションを視察いたしました。防災ステーションはスーパー堤防の上に建設されており、洪水時の水防活動及び緊急復旧活動の拠点となる施設であります。また、昭和22年のカスリーン台風により利根川が決壊した場所でもあり、未曾有の被害を風化させることのないよう、決壊口跡碑には過去の治水に対する戒めが記されておりました。

近年、地球温暖化に伴う気候変動が要因と考えられる集中豪雨が頻発するかと思えば、少雨による水不足が生じるなど、治水・利水への対策は難しさを増してきており、治水・利水の対策の重要性を再確認いたしました。今回の研修を生かし、今後、鬼怒川の整備計画を推進する上で参考にしていきたいと考えております。

結びに当たり、研修に参加いただきました町執行部の皆様を初め、時間を割いて研修にご協力いただきました関係者の皆様に対しお礼を申し上げ、議会議員研修の報告とさせていただきます。

行政諸般の報告

議長（大久保 武君） 続きまして、町長から諸般の行政報告について要請がありましたので、許可いたします。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 平成28年第1回定例会を招集したところ、議員各位にはご多用にかかわらずご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

なお、ただいま議長の許可がありましたので、行政の諸般事項についてご報告申し上げます。

初めに、平成27年度八千代町総合表彰式についてご報告申し上げます。総合表彰式につきましては、八千代町ほう賞規則に基づき、町の進歩発展に功績のあった人、団体に対し表彰するもので、例年、3月下旬に実施しております。本年度は、3月24日木曜日午前10時から、中央公民館大ホールにおいて実施いたします。議員各位におかれましても、万障お繰り合わせの上、ご臨席賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、契約関係についてご報告申し上げます。契約関係については、別紙「契約関係報告書」のとおりであります。

以上、行政の諸般事項についてご報告申し上げましたが、議員各位のより一層のご協力をお願いいたしまして、報告を終わります。

議長（大久保 武君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大久保 武君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、八千代町議会会議規則第127条の規定により、1番、増田光利議員、2番、国府田利明議員、以上2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（大久保 武君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において検討していただいておりますので、その審議の経過と結果について委員長の報告を求めます。

生井議会運営委員長。

（議会運営委員長 生井和巳君登壇）

議会運営委員長（生井和巳君） ただいま議長の指名がありましたので、議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告申し上げます。

去る2月24日、執行部から副町長及び関係課長等の出席を求め、平成28年第1回八千代町議会定例会の会期を審議する議会運営委員会を開催いたしました。関係課長等から提出議案の概要説明を受け、慎重審議の結果、本定例会の会期を本日から16日までの10日間とすることに議会運営委員会としては決定した次第であります。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、報告を終わります。
議長（大久保 武君） ただいまの議会運営委員長の報告は、平成28年第1回八千代町議会定例会の会期を本日より16日までの10日間とするものであります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日より16日までの10日間とすることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より16日までの10日間とすることに決定いたしました。

日程第3 議案第1号 八千代町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する
条例の専決処分事項の承認を求めることについて

議長（大久保 武君） 日程第3、議案第1号 八千代町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第1号 八千代町税条例等の一部

を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、平成28年度与党税制改正大綱が平成27年12月16日に決定されたことを踏まえ、八千代町税条例等の一部を改正するものであります。

改正の主な内容といたしましては、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたこと等を踏まえ、町民税及び特別土地保有税の減免申請について、提出者等の個人番号の記載を要しないものとするものであります。

今回の改正の内容は以上であります。専決処分の事由といたしましては、番号法の施行期日が平成28年1月1日であり、緊急を要するため、平成27年12月21日付で専決処分したものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。

議長（大久保 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大久保弘子議員。

5番（大久保弘子君） 今町長のほうから説明がありましたが、取り扱いの見直しということですが、その部分をもう少し詳しく説明をお願いいたします。

議長（大久保 武君） 税務課長。

（税務課長 野村 勇君登壇）

税務課長（野村 勇君） 5番、大久保議員のご質疑にお答えさせていただきます。

先ほどの町民税及び特別土地保有税の減免申請について、提出者等の個人番号の記載を要しないものとする、という内容でありました。具体的には、八千代町税条例第51条第2項、町民税の減免に関する規定、そしてもう一つが、八千代町税条例139条の3第2項第1号、これは特別土地保有税の減免に関する規定であります。減免の申請書を提出する場合に、個人番号の記載という内容が盛り込まれておりましたが、これを納税義務者の皆様の負担の軽減をするためにこの個人番号の記載を省くと、このような規定でございます。

以上であります。

議長（大久保 武君） 質疑ありますか。

5番、大久保弘子議員。

5番（大久保弘子君） 特別土地保有税の減免ということですが、特別土地保有税というその税金の内容について、もう少し詳しく教えてください。

議長（大久保 武君） 税務課長。

（税務課長 野村 勇君登壇）

税務課長（野村 勇君） 5番、大久保議員のご質疑に再度お答えいたします。

特別土地保有税につきまして、説明が足りなかったことをおわび申し上げます。

地価が継続的に下落し、土地が投機の対象となり得ない現在の状況では、土地の投機的取引の抑制という特別土地保有税の政策目的は意味を失い、かえって徴収猶予等に係る申請事務の煩雑化等によって土地の流動化、有効利用が妨げられる原因となっている。このようなことから、土地の流動化を促進するための法律でありましたが、平成15年度の税制改正によりまして、この特別土地保有税の法律の運用は現在停止されております。

以上であります。

議長（大久保 武君） 質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 八千代町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 八千代町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第2号 平成27年度八千代町一般会計補正予算（第5号）の専決処分事項の承認を求めることについて

議長（大久保 武君） 日程第4、議案第2号 平成27年度八千代町一般会計補正予算

(第5号)の専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第2号 平成27年度八千代町一般会計補正予算(第5号)の専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第5回目のもので、歳入歳出ともそれぞれ508万2,000円を増額し、歳入歳出総額をそれぞれ78億6,993万6,000円としたものであります。

補正の内容は、マイナンバーカードの早期交付などを盛り込んだ国の補正予算が成立したことを受けて、マイナンバーカードの交付に要する経費を1月20日付で専決処分をしたものであります。

その内容を歳入から申し上げますと、国庫支出金におきまして、個人番号カード交付事業費補助金及び事務費補助金合わせて508万2,000円を増額いたしました。

次に、歳出について申し上げます。総務費の戸籍住民基本台帳費におきまして、臨時職員等の賃金及び通知カード、個人番号カード関連事務の委任に係る交付金など508万2,000円を増額いたしました。

以上、専決処分の概要を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

議長(大久保 武君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

5番、大久保弘子議員。

(5番 大久保弘子君登壇)

5番(大久保弘子君) 議案第2号についての討論を行います。

今のご説明で、個人カード、通知カードの関連の委任ということでご説明ありました

ので、特別な質問はありませんが、この内容については、マイナンバー制度に関する一般会計補正予算になっております。その内容については、マイナンバーの事務の委任ということですが、マイナンバー制度は多くの問題があることが指摘されております。全ての国民に番号をつけて個人の納税や社会保障の情報を国が管理し、税や保険料の徴収を強化する狙いがあります。全ての事業所には、重い負担と膨大な資金がかかります。事業所だけではなく、個人にもですが、従業員、その家族の番号も管理して厳格な管理が求められます。システムの改修資金もかかります。

年金個人情報流出事件が大きな問題になりました。アメリカでは、この制度を悪用した成り済まし事件が毎年900万件も起こっているということです。また、イギリスでは、この制度は廃止されました。現に日本でも、マイナンバー制度開始から2カ月余りでシステム機器の故障や同じ番号が2人に送られたなど、さまざまな問題が起こっています。先日ある報道番組で詐欺事件について取り上げられていましたが、今後ますます個人情報の流出や詐欺事件などが多発する危険があります。申請の際の手間が省けるといいますが、多くの人にとっては、個人情報の流出によってもたらされる被害のほうがはるかに深刻です。

以上の理由で、このマイナンバー制度導入に関する関連事務の委任に係る一般会計ですので、反対をいたしたいと思います。

議長（大久保 武君） 次に、賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） これから採決を行います。

この採決は起立により行います。

議案第2号 平成27年度八千代町一般会計補正予算（第5号）の専決処分事項の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（大久保 武君） 起立多数です。

よって、議案第2号 平成27年度八千代町一般会計補正予算（第5号）の専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） はい。

13番（大久保敏夫君） 賛成・反対の今起立多数の件でやる件については、議長みずからもよく何人が立ったか勘定して、それで事務局との数が合ったら起立多数とかそういう結論をしてほしいと思うのです。そのように見受けられなかったので、私のほうから要望しておきます。

議長（大久保 武君） はい、わかりました。

日程第5 議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
議長（大久保 武君） 日程第5、議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の提案理由をご説明申し上げます。

行政不服審査法は、平成26年6月に、公平性・利便性向上の観点から、抜本的見直しが図られました。

主な内容は、審査員による審査手続並びに第三者機関への諮問手続の導入、不服申し立ての手続を審査請求に一元化し、審査請求できる期間を「60日」から「3カ月」に延長したものであります。本条例は、この行政不服審査法の改正に伴い、これに必要な関係条例の規程を整備するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（大久保 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、大久保弘子議員。

5番（大久保弘子君） ただいまの説明についてですが、不服審査法の施行ということで、異議の申し立てが再調査の請求と変わるということでよろしいのですか。それによって何が変わるのか、お願いいたします。

議長（大久保 武君） 総務課長。

(総務課長 鈴木一男君登壇)

総務課長(鈴木一男君) 5番、大久保弘子議員のご質問にお答えいたします。

このたびの行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、行政不服審査制度につきましては、行政処分に関し国民が見直しを求め、行政庁に不服を申し立てる手続でございますが、その中で、簡易迅速な手続により、国民の権利・利益を救済するということでの制度でございます。

今回、見直しがあった内容としましては、公正性の向上ということで、現在まではなかった制度でございますが、審理をする段階において、処分に関与しない者、審理員という者を新しく設定いたしまして、審査請求人及び処分庁の意見を公正に審理するというような内容と、またその内容についての採決につきましては、有識者から成る第三者機関が点検をして、そちらに諮問をして点検する、内容を確認するというようなことで、その組織につきましては、この条例では八千代町情報公開行政不服審査会というような形で、その組織に諮問をして、その答申を尊重して採決を行うというような内容となっております。

また、利便性の向上というようなことでございますが、不服申し立てをする期間が従前までは「60日」ということであったのですが、そちらを「3カ月」の期間に延長したことがあります。また、今までの「異議申立て」という文言につきましては、「審査請求」というような形で一元化しております。今回町の条例につきましては、八千代町情報公開条例、また八千代町個人情報保護条例、八千代町行政手続条例、それから八千代町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例、また八千代町農業集落排水汚泥処理施設の設置及び管理に関する条例の中での「不服申立て」という文言を「審査請求」というような形に改正したものでございます。

以上でございます。

議長(大久保 武君) ほかに質疑ございませんか。

5番、大久保弘子議員。

5番(大久保弘子君) ただいまご説明いただきましたこの中身ですが、参考人からの陳述や検証もなくなるという内容でよろしいのでしょうか。先ほど「異議の申立て」というところが「審査請求」に改めてなっておりますが、陳述や検証もなくなる、参考人からの、ということよろしいのでしょうか。

議長(大久保 武君) 総務課長。

(総務課長 鈴木一男君登壇)

総務課長(鈴木一男君) そちらの内容につきましては、今回その審査請求があった場合、審理員が内容を判断しまして、そちらを公正な立場でございます第三者機関のほうへ諮問手続するというような流れとなりますが、その段階で必要とあれば、そういった形もとられるのかと思います。

以上でございます。

議長(大久保 武君) ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありますか。

5番、大久保弘子議員。

(5番 大久保弘子君登壇)

5番(大久保弘子君) 議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に対しての反対討論をさせていただきたいと思っております。

この制度の一元化によって「異議申立て」が「再調査請求」に変わるということです。参考人からの陳述や検証、これがなくなる可能性がある、なくなるのですけれども、そういう参考人からいろいろ陳述聞く場合もありますよということを今答弁いただきましたが、基本的には参考人からの陳述や検証がなくなるということで、簡易な手続で事実関係の再調査をして処分の見直しを行うとしております。陳述も検証もないとなれば、再調査は申立人にとっておごなりの対応としか言えず、簡易といっても申立人のためではなく、行政側の迅速化を進めるものに過ぎない。救済の仕組みが後退しかねないものです。行政不服申し立てにより、行政が認識し得なかったことが明らかになり、よりよい行政の改善につながることも期待されるものです。例を挙げて言えば、水俣病認定申請の審査請求などの例もあります。

議案第3号においては、第1条から第6条について、重要な条例になっておりますが、それについての「再調査請求」ということに「異議申立て」が変わるということになっておりますので、住民の立場から不利になる改正案ですので、反対をいたします。

議長(大久保 武君) 次に、賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（大久保 武君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

この採決は起立により行います。

議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（大久保 武君） 起立多数です。

よって、議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 八千代町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議長（大久保 武君） 日程第6、議案第4号 八千代町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第4号 八千代町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

第1条の改正につきましては、地方公務員法の改正に伴う引用条項の改正であります。

また、第8条の2の改正におきましては、学校教育法の改正により、平成28年度4月1日より小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されることに伴う改正であります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（大久保 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 新たに加えられた条項があるわけですね。小学校と教育委員会の関係でちょっと聞きたいのですが、小学校までが該当だったわけですか、今までの条例は……。私のほうが勘違いしているのかな。先に進み過ぎているのか。議案第4号ではないのだけか。

（「4号だよ」と呼ぶ者あり）

13番（大久保敏夫君） 4号だよな。そうすると、ここに2枚目の紙、我々に寄せられている中で、改正後で義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部というのがつけ加えられたわけでしょう。そうですね。これ、勉強不足であれなのですが、この部分に該当する子らはどういう人たち、どういう子らであって、極端に言えばこれに該当する子らの父兄である者も今回の八千代町職員のほうで、早く上がりたいとか、遅く出たいとか、そういう者を該当させたいということだろうと思うのですが、そこの、今言った改正後で、横線でつけ加えられた人たちか子どもたちの、いわば環境というのはどういう子たちを指すのか。八千代に該当する人がいるのかいないのか、そういうことはどうでもいいから、とりあえず、今言ったように、その内容をちょっと知りたいのだ。

議長（大久保 武君） 学校教育課長。

（教育次長兼学校教育課長 水書正義君登壇）

教育次長兼学校教育課長（水書正義君） 13番、大久保敏夫議員の質問にお答えいたします。

文言がつけ加えられたということで、趣旨については、学校教育制度が変わりまして、現行は小中学校、公立でございまして。義務教育を一貫して行う新たな義務教育学校が設立され、今年4月から制度化されるというようなこととございまして。端的に言えば中等教育でありまして、前期課程という表現は、就学年限が9年とした場合には前期は6年で前期課程と。後期に関しては3年で、一般的に後期課程という表現が使われていく予定でございまして。当町におきましては、該当者は結果的には今のところいないという表現のほうがよろしいかと思っております。

（「どういう子たちをいうの」と呼ぶ者あり）

教育次長兼学校教育課長（水書正義君） この条例改正は、勤務改正の条例で、自分のお子さんがそういう方がいた場合には、早出出勤、勤務時間をとれるということの改正でありまして……。そういう就学、文言の改正でございまして。失礼しました。

議長（大久保 武君） ほかにありますか。

13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 次長ね、ちょっともう一回よく私が言いたいことをかみ砕いてもらいたいのだけれども、義務教育学校の前期課程とあるね。そうすると、前期課程というものは、今義務教育課程そのものが9年間なのだと、今の説明だとよ。9年間だと。前期は小学校6年課程を前期というのだとあなたは言ったわけだ、今説明したの、そういうふうな。後期を中学生だというふうにはあなたは言ったわけ。そうすると、その前にある、それが小学生が前期課程であるならば、前にある「小学校」という文言は要らなくなってしまうわけよ。あなたが言っていることが事実だとすればよ。あなたがさっき言ったときに、義務教育学校の前期課程というのは6年間を小学生のことを指すのだと言ったわけだ。わかる……。だから、さっき答えたのが間違いなのか、違う答えがあるのかということ。

（何事か呼ぶ者あり）

13番（大久保敏夫君） とりあえず議長、暫時休憩願います……。あっ、大丈夫。

それで、もう一つ、ついでにもう一つ加えていいかな。特別支援学校に通っている子どもを持つ親に対しても今度は加えられるというふうな、特典が加えられる。それは遅出もよし、早退もよしということなのでしょう、このことはね。それを今度今言った特別支援学校ということ。特別支援というのは、では、私が言いたいのは、八千代に何人いるとか、ゼロとか、どうでもいいことで、先ほどゼロみたいな話だけれども。では、その特別支援というのは、どの、いわば八千代から行く子どもがあったとすれば、どういう環境にある子をいうのか、それを聞きたいわけよ。特別支援というのに該当する人たち。だから、結城養護学校に通う子をいうのか、下妻養護学校に通う子をいうのか、それはわからないけれども、そういうものに当てはまる人がいるからつくってあるのだから。私が聞きたいのはその2つだけ。

ただ、さっきあなたが答えたことによると、義務教育学校の前期課程は義務教育課程というのは9年間を指すのだとか、6年と3年で。前期は6年の小学校のことをいうのだとあなたは言ったわけ、さっき発言ではね。いや、違うことも言ったのかも……。自分の中で違うこと言ったのかもしれないけれども、小学校と言ったわけ。小学校と言ったのであれば、一番前に、その横線の手前にある「小学校」という文言というか、それが必要でないだろうと私は言いたいわけ。それが一番大事なことなのよ。

（何事か呼ぶ者あり）

13番（大久保敏夫君） いやいや、増田君、あなたに聞いていないよ。執行部ではないだろうよ。何が説明なのだ。誰に頼まれている。だから、あなたの分ですてくださいますよ。

その点だけ。

（「小学部というのが正しいのか、小学校というのが正しいのか、これには部と書いてあるよな、これちょっと説明しろ」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 学校教育課長。

（教育次長兼学校教育課長 水書正義君登壇）

教育次長兼学校教育課長（水書正義君） 13番、大久保敏夫議員の再質疑にお答えいたします。

私の答弁ちょっと不明確だということで。今度のこの条例改正そのものは総務課のほうの提案でございます。私どもが把握している今回の職員の条例の改正は、学校教育法の一部が改正になったための職員の身分関係、勤務条件関係が改正される趣旨でございます。

今回の学校教育法の一部改正する概要をちょっと申し上げたいと思います。小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化ということでございます。現在の小学校というのは、従来の義務教育上の学校かと私は認識しておりますが、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校を新たな学校の種類として追加したと、規定をしたと。現行の小中学校のほかに新たな義務教育学校というのが誕生したという形でございます。それは国立、公立、私立いずれも設置が可能と。「市区町村には公立小中学校の設置義務があるが」と、市町村の公立小中学校には設置義務がございます。これは現状どおりでございます。「義務教育学校の設置をもって設置義務の履行」ということで、これが私立だとか、中高一貫とか、いろいろな学校の種類が追加されたかと思っております。

今度の条例改正の趣旨は、提案は総務課のほうでございますが、その「小学校」の次に、この「義務教育学校」というのはどういうものを指すかということ、あくまでも就学年限は9年と。前期というのは6年であって、後期は3年の後期課程という表現だということのようなことで制度化された。現在の小中学校と新たな義務教育学校というのは、また別個ではないかと思っております。一応、そういう趣旨で今回条例改正を総務課のほうで提案された次第でございます。よろしく……

（「特別支援学校」と呼ぶ者あり）

教育次長兼学校教育課長（水書正義君） あわせて特別支援学校も文言の整備として追加されたということで……

（「特別支援学校というのは何ぞやという意味」と呼ぶ者あり）

教育次長兼学校教育課長（水書正義君） 現在、八千代町には当然ございませんけれども、設立そのものは県立でやっておる学校でございます。

（「どういふ……」と呼ぶ者あり）

教育次長兼学校教育課長（水書正義君） 障害者というか、身体、情緒不安定とか、知的とか、いろいろなございますけれども、市立、町立の学校ではなかなか教育上できないというような方々がお世話になる学校でございます。失礼しました。

議長（大久保 武君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 3度目なので、一応確認だけにしますから。

基本的には、今改正後の一番下にあるように、小学校、そして今度はそこに新しく横線引いて義務教育……ときて、特別支援学校となって出てきておるわけけれども、基本的には、今言った義務教育課程の部分については、ここの文言についてはあくまでも小中一貫校がある学校の中にあつた人らが、例えば今言ったように、小学部というのかな、例えば前期6年というのはね。私は八千代町のあれではこれは該当しないのだと思うのよな、小中一貫ではないから、この文言というのは。多分小学校の部において、小学校と言つたのであれば前の「小学校」は要らないわけだから。小学校とその後にあるのは多分今言った義務教育、小中一貫の中における中で、前期と言つたのは小学部というのであつて、またその後にある文言の中に、特別支援のあれですか、特別支援学校の小学部に就学している者の職員というのだから、その辺のところ言っているのだと思うのだけれど、古河では今度ね、東中を来年度からやるのか再来年やるのかわからないけれども、三和東中学校が一貫校になるという話も聞いていますけれども、それで名崎小学校もあいてくるといふ話も聞きますけれども、結局は今言ったような形でいけば、解釈としては、これに該当させるのはあくまでも小中一貫の教育環境にある者を指すのだと。そういう解釈で一応ね、これ以上論議しても、また常任委員会で教育を見ての常任委員会もあるから、また雑論で聞けばいいですから、とりあえずそういうことで確認させてもらつて、それで結構です。

議長（大久保 武君） はい。6番、上野政男議員。

6番（上野政男君） 関連なのですが、総務課長に確認しておきます。

とりあえずこの条例改正なのですが、小学校、これは義務教育の小学校ね。それと、小中一貫校、そして特殊、特別支援かな。それはあくまでも一般的にいう小学生だけが対象になると理解していいですかね……。わかりました。

議長（大久保 武君） 答弁はいいのですか、はい。

では、ほかに質疑ありませんか。

14番、湯本直議員。

14番（湯本 直君） 教育長に聞くのだけれども、今までの改正前のこの中で、小学校に就学している子どもの職員であって、町規則で定めると書いてあるのだけれども、今まではこの条項に当てはまる生徒が今まであったかないか、まず1つお聞きしたい。

それから、今この義務教育というのは、正式にいうと6年と3年というのが決められているのだけれども、今度新しくできたこの改正になったものには小学部ということになっているので、小学校ではなく小学部なので、あくまでも小中一貫校を考えたいいわゆる条文かなと思う。それについては、いわゆるフリースクールというか、不登校の子どもらもいて、その不登校の子どもらの学校もあるわけなのだけれども、これはどういう考えを持っているか、教育長から一つちょっとお聞きしたいと思います。

議長（大久保 武君） 教育長。

（教育長 高橋 昇君登壇）

教育長（高橋 昇君） ただいまの件と含めて、小学校と義務教育校の小学部は同じということですね。あと、特別支援の小学部と。

それから、フリースクールは、民間でやっている場合もございます。不登校の生徒を集めてですね。最近、文部科学省もそれを認める方向へは来ていると思います。まだ法律では決まっておりませんが。大体そういうもののいろいろ多様な生徒がいるので、義務教育に該当する場合は、施設とか、教育者とか、そういうのを見て、例えば資格があるかどうかとか考えて、認めるような方向へは来ているのではないかと私は思っています。

以上です。

議長（大久保 武君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 八千代町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 八千代町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（大久保 武君） 日程第7、議案第5号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第5号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

学校保健安全法の改正及び学習指導要領の変更により、学校薬剤師の業務が増加し、また近隣市町村の報酬額と比較すると当町の報酬は低く、学校薬剤師一同より報酬の改正について要望があったことから、学校薬剤師報酬を改正するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（大久保 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、湯本直議員。

14番（湯本 直君） これは学校歯科医だけであって、あとはほかの人は対象にならないのかどうか。教育委員のほうは、教育委員も対象になるの。それをちょっと。

議長（大久保 武君） 学校教育課長。

（教育次長兼学校教育課長 水書正義君登壇）

教育次長兼学校教育課長（水書正義君） 14番、湯本議員の質問にお答えいたします。

薬剤師以外の改正はどうかというご質問ですが、今回は薬剤師のみの改正ということになります。

議長（大久保 武君） ほかに質疑ございませんか。

14番、湯本直議員。

14番（湯本 直君） 薬剤師だけか、そうじゃない。歯科医師だけか。歯科医師だけだとすると、この教育委員会委員と、それから学校歯科医師ということで5万円になってくると、両方改正になってしまうべよ、この条例では。これ直さなければ。

議長（大久保 武君） 総務課長。

（総務課長 鈴木一男君登壇）

総務課長（鈴木一男君） 14番、湯本議員さんのご質問にお答えします。

こちらの改正につきましては、学校薬剤師だけに限定されたものでございます。

（「薬剤師だけはいいいけれども、これでは両方入ってしまう」と呼ぶ者あり）

総務課長（鈴木一男君） 改正前、改正後と、現行なのですが、教育委員から学校歯科医というようなことで、略ということで、表の表現上「略」ということで略してあるのですが、その下につけ加えるものとして「学校薬剤師」ということで認識いただければとお願いします。

議長（大久保 武君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 八千代町職員に給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第7号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長(大久保 武君) 日程第8、議案第6号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第7号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま一括上程されました議案第6号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第7号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、平成27年8月6日の人事院勧告に基づき、一般職及び特別職の給与条例等の改正を行うものであります。

平成27年の人事院勧告は、民間との給与格差に基づく増額の給与改定がされることとなりました。

初めに、一般職の給与に関する条例の改正内容について申し上げます。

まず、改正条例の第1条の部分でございますが、期末・勤勉手当につきましては、民間の支給割合との均衡を図るため、0.1月分引き上げを行い、引き上げ分につきましては、国に準じて勤勉手当を配分するものであり、平成27年12月1日から適用するものであります。

次に、行政職給料表については、若年層に重点を置きながら、平均0.4%の引き上げ改定を行い、改定額は初任給において2,500円、高齢層においては1,100円引き上げを基本としております。医療職給料表につきましても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うものであり、いずれも平成27年4月1日から適用するものであります。

続きまして、改正条例の第2条の部分でございますが、第1条により引き上げを実施した0.1月分を6月と12月の支給月に均等に配分するため、支給率を改正するものであります。

最後に、第3条につきましては、地方公務員法の改正に伴う引用条項の改正であります。

続きまして、特別職の給与等に関する条例の改正内容について申し上げます。

第1条の改正条例におきましては、一般職の期末・勤勉手当の改定に準じまして、12月支給分の期末手当割合を「1.625月」から「1.725月」とし、0.1月分の引き上げを行い、年間の支給月数を「3.1月」から「3.2月」とするものであります。

第2条の改正条例におきましては、第1条において改定した0.1月分を6月と12月に均等に配分するため、6月期の割合を「1.475月」から「1.525月」に、12月期の割合を「1.725月」から「1.675月」にそれぞれ改めるものであります。

なお、施行日に関しましては、公布日からの施行であります。第1条の改正条例は平成27年12月1日から適用し、第2条の改正条例は平成28年4月1日からの施行となっております。

以上、一括上程されました給与条例等の一部改正につきましての提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。説明といたします。

議長（大久保 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第7号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第7号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 八千代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第9号 八千代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長(大久保 武君) 日程第9、議案第8号 八千代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第9号 八千代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま一括上程されました議案第8号 八千代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第9号 八千代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律が公布され、平成28年4月1日に改正介護保険法が施行されることに伴い、関係する条例の一部を改正するものであります。

初めに、地域密着型サービスの事業の人員等に関する条例の改正内容でございますが、現在の通所介護のうち、利用定員18名以下の通所介護は、平成28年4月1日以降、町内

の方のみが利用できる地域密着型通所介護に移行するため、地域密着型通所介護に関する基準の追加をいたします。

また、認知症対応型通所介護に地域との連携や運営の透明性を確保するため、運営推進会議の設置に関する規定を追加するものであります。

続きまして、地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する条例の改正内容につきましては、介護予防認知症対応型通所介護に地域との連携や運営の透明性を確保するため、運営推進会議の設置に関する規定等を追加するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（大久保 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大久保弘子議員。

5番（大久保弘子君） ただいまのご説明をいただきましたが、地域密着型通所介護について、管轄が県から自治体に移るということですが、今現在、八千代町にこの通所介護、小規模介護施設はどのくらいあるのでしょうか。また、自治体に管轄が移ったことによって、利用者にとって変化はあるのか。利用者にとってこれまでのサービスが受けられなくなったり、利用できなくなるようなことはないのか。先ほどの町長のお話では、町内の人のみが利用できる方向であるようなお話でしたが、その辺のところ、ご説明をお願いいたします。

議長（大久保 武君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 相田敏美君登壇）

福祉保健課長（相田敏美君） 5番、大久保弘子議員のご質疑にお答えをいたします。

まず、ただいまご質疑の中に、小規模の地域密着型通所介護施設がどれくらいあるのかということですが、町内の事業所、現在のところ6事業所がこちらに該当になってまいります。

それから、こちら地域密着型の施設というのは、八千代町の地域密着型施設になりますと、町内の町民の方だけがご利用できるような施設ということになります。ただ、こちら4月1日からでございますので、現在通所されている方につきましては、その後もそのまま使用できるということでございます。

それから、かわかりとしましては、透明性をということで、運営推進会議がございま

して、そちらに町の職員もしくは地域包括の者が参加させていただきながら、その運営につきまして取り組むことになってまいります。

以上のような内容でございます。

議長（大久保 武君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 今課長のほうから、これに該当するもの6施設ということになっているわけなのですが、地域密着型に該当しているのかどうか、それを知りたいのと、またその6施設の中に入っているのか。入っていないとするならば、どういう種の部分なのか。

では、何を言いたいのかというと、この後、6施設のどの施設がどの行政区に属して、どういうふうな名称の施設というのか、それを知りたいのと、菅谷西部行政区地内に入るのだけれども、八千代町の運動公園、前、佐藤工業というのがあったのですが、二、三年あそこがいわば諸般の事情で閉められておったと。新たな持ち主が多分貸したのだろうと……あれ買ったのか借りたのかわからないけれども、あの佐藤工業の跡のところは私の見る限り福祉施設だろうというように感じているのですけれども、これがもう表示が全然ないのですね。何の施設だか、土建屋がやっているのだから、何やっているのだから。人の出入りが激しくなるから、交通もいろいろな部分で地元の人は大変迷惑、パッと飛び出したりいろいろいるので。私なんかも1回ぶつかりはぐりましたけれども、そういうあれなので、もしあの施設がどのような位置づけされて、いや、全然そういうのは届けていないので何やっているのかわかりませんという話になるのか。もしあるとするならば、私は少なくともそういう施設は外部に、外部というのはよその人に八千代町民に、ましてや地域の、町会議員だからそういうの連絡するとかそういう話を言っているわけではないのですが、少なくとも町会議員ぐらいにはね、新設した施設が仮に八千代町から何らかの恩恵を受けているのであれば、今のような形の中でも何らかの審議の対象になるわけですから、そういうものはちゃんと入り口に張っておくなり、玄関のところは何々介護サービス何々荘とか、そういうのを私は告知すべきだとそういうふうに思うわけですが。ただ、一番内容で入りの問題で、今何が何だかわからない。そういうのあるのですかという話なのか、いや、ちゃんとこういうところが施設として届けられていましたというのか、それだけちょっとお聞きしたい。

議長（大久保 武君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 相田敏美君登壇）

福祉保健課長（相田敏美君） 13番、大久保敏夫議員のご質疑にお答えさせていただきます。

まず、今のお話の施設でございますが、ただいま議案に出ております通所介護事業所では、そちらには入っておりません。

そのほか、人の出入りがある福祉施設ということではご認識をされているということなのですが、こういう施設などにつきまして、県のやはり指定がございます。それで、登録されて運営されている場合もございますので。ただ、申しわけございませんが、手元にそちらの資料を持ち合わせないものですから、後ほど確認させていただいてお答えさせていただくということをお願いを申し上げたいと思います。

（何事か呼ぶ者あり）

福祉保健課長（相田敏美君） それでは、現時点でその定員18人以下の施設でございますが、1つにはプライエイツき通所介護事業所、事業所名でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

福祉保健課長（相田敏美君） なごみ苑通所介護事業所、デイサービスセンターじゅげむ、デイサービスひなた、ふれあいデイサービス、なかよし家族の6事業所でございます。

以上でございます。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） ほかに質疑ございますか。

5番、大久保弘子議員。

5番（大久保弘子君） 担当課の課長さんに先ほどお答えいただきましたが、県から自治体に管轄が移るということになって、利用者にとってはこれまでのサービスが今までどおりに受けられるのかということと、それから、今後利用する場合は町内の人のみが利用できるようになるということ、これまで利用していた人は町外の方でも大丈夫だったのでございますが、今後は町内の人のみが利用できるということになるというご説明でしたが、これによって、施設側はどういうふうになっていくのかなというのがちょっと疑問です。なので、お答えいただきたいです。

議長（大久保 武君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 相田敏美君登壇）

福祉保健課長（相田敏美君） 5番、大久保弘子議員の再質疑にお答えをいたします。

こちらは、地域密着型の通所介護施設に移行しますというのは、先ほどの提案にもございましたように、こちらは介護保険法の改正を踏まえましてということでして、その趣旨といたしましては、小規模な通所介護については、少人数でありますし、その生活圏域に密着したサービスであるということを踏まえまして、地域との連携とかその運営の透明性などを確保して、それから2035年を目途に進めております地域包括ケアシステムの構築を図る観点からも、整合性のあるサービス基盤の整備をということで、改正介護保険法の中で位置づけられてございます。

そういうことでございますので、利用者の側からすれば、何ら今までと同じように地域にあってご活用いただく施設でございます。また、事業者からはどうなのかということでございますが、やはり少人数で生活圏域に密着したというような施設かと思っておりますので、あわせてその地域の中で介護が必要になっても自立したといえますか、そういう形での生活が継続できるような施設運営をお願いするところでございます。

以上でございます。

議長（大久保 武君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 八千代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第9号 八千代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 八千代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第9号 八千代町指定地域密着

型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第10 議案第10号 平成27年度八千代町一般会計補正予算（第6号）
議案第11号 平成27年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第12号 平成27年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第13号 平成27年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第14号 平成27年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
議案第15号 平成27年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第16号 平成27年度八千代町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第17号 平成27年度八千代町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（大久保 武君） 日程第10、議案第10号 平成27年度八千代町一般会計補正予算（第6号）、議案第11号 平成27年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第12号 平成27年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第13号 平成27年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第14号 平成27年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）、議案第15号 平成27年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第16号 平成27年度八千代町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第17号 平成27年度八千代町水道事業会計補正予算（第1号）、以上8件を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま一括上程されました議案第10号 平成27年度八千代町一般会計補正予算（第6号）、議案第11号 平成27年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第12号 平成27年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第13号 平成27年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第14号 平成27年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）、議案第15号 平成27年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第16号 平成27年度八千代町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第17号 平成27年度八千代町水道事業会計補正予算（第1号）、以上8件を一括議題といたします。

1号)、議案第13号 平成27年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第14号 平成27年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)、議案第15号 平成27年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、議案第16号 平成27年度八千代町下水道事業特別会計補正予算(第1号)、議案第17号 平成27年度八千代町下水道事業会計補正予算(第1号)の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計補正予算(第6号)についてご説明申し上げます。

今回提案しました補正予算は、本年度第6回目の補正で、歳入歳出とも1億4,209万6,000円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ80億1,203万2,000円とするものであります。

最初に、歳入の増額となる主な項目について申し上げます。地方譲与税1,000万円、地方消費税交付金7,000万円、自動車取得税交付金800万円、東中学校校舎改築事業に伴います学校施設環境改善交付金及び国の補正予算に伴います臨時福祉給付金給付事業費補助金を含みます国庫支出金4,749万9,000円、ふるさと納税による寄附金907万円、繰越金1億9,465万円をそれぞれ増額いたします。

減額する主な項目につきましては、配当割交付金375万8,000円、地方交付税2,600万円、分担金及び負担金403万3,000円、県支出金1,512万7,000円、繰入金6,420万円、諸収入137万5,000円、関東・東北豪雨の災害復旧に伴います土地改良施設災害復旧事業債及び東中学校校舎改築事業債を含みます町債8,320万円をそれぞれ減額いたします。

次に、歳出について、増額となる主な項目を申し上げます。総務費では、義務教育施設整備基金及び公共施設整備基金積立金により財産管理費3億5,000万円、情報セキュリティー強化対策に伴いますネットワーク回線工事請負費を含みますOA化整備費1,060万円、民生費において、国民健康保険特別会計繰出金を含みます社会福祉総務費7,488万円、臨時福祉給付金を含みます臨時福祉給付金給付費6,042万円、商工費においては、人件費の増額及びシティプロモーション事業委託料により78万円をそれぞれ増額いたします。

次に、減額する主な項目について申し上げます。議会費においては、報酬等564万7,000円、衛生費においては、茨城西南医療センター病院運営費負担金を含みます保健衛生総務費2,966万1,000円、各種検診委託料を含みます予防費1,658万円、農林業費においては、いばらきの園芸産地改革支援事業補助金を含みます園芸振興費1,015万6,000円、南総上流2期地区県営地盤沈下対策事業費負担金を含みます農地費463万2,000円、経営

体育成支援事業補助金を含みます農業経営体活性化事業費313万9,000円、土木費においては、町道1522号線用地購入費を含みます道路新設改良費1,593万6,000円、下水道事業特別会計繰出金を含みます下水道費2,009万4,000円、消防費においては、県防災情報ネットワークシステム更新負担金により513万6,000円、教育費においては、東中学校校舎改築工事請負費を含みます中学校費837万5,000円、人件費や物件費の減額により社会教育費468万4,000円、災害復旧費においては、関東・東北豪雨により被災しました南総土地改良区施設の復旧事業業務委託料を含みます農業用施設災害復旧費1億9,915万円、公債費においては、長期債利子により627万7,000円をそれぞれ減額いたします。

続きまして、第2表、継続費補正につきましては、ただいま申し上げましたように、東中学校校舎改築工事請負費等の契約差金に伴います年割額及び総額の変更によるものであります。

第3表、繰越明許費は、国の補正予算に伴います情報セキュリティ強化対策事業及び担い手確保・経営強化支援事業などのほか、地方創生加速化交付金に申請しておりますガイドブック作成事業及びシティプロモーション事業、工期延長が見込まれます土地改良施設災害復旧事業など11事業、2億875万1,000円であります。

なお、第4表、地方債補正につきましても、事業の追加、変更及び起債の取りやめによるものであります。

以上が一般会計補正予算（第6号）の概要であります。

続きまして、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてもご説明いたします。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出とも3,881万5,000円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ37億4,283万1,000円とするものであります。

その内容でございますが、まず歳入から申し上げますと、国民健康保険税を467万8,000円増額いたします。これは主に滞納繰り越し分でございます。国庫支出金を57万9,000円減額いたします。これは高額医療費共同事業負担金にかかわるものであります。県支出金を4,703万6,000円増額いたします。これは2号交付金の増額によるものであります。

共同事業交付金を8,977万5,000円減額いたします。これは高額医療費共同事業交付金や保険財政共同安定化事業交付金にかかわるものであります。繰入金金を7,736万5,000円

増額いたします。これは療養諸費及び基盤安定繰入金からの繰り入れに係るものであります。

続きまして、歳出について申し上げます。総務費を80万2,000円減額いたします。これは総務管理費に係るものであります。保険給付費を7,195万5,000円増額いたします。これは医療費の増加によるものであります。

共同事業拠出金を3,233万8,000円減額いたします。これは茨城県国民健康保険団体連合会への拠出金で、確定通知に基づくものであります。

以上が、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要であります。なお、この予算につきましては、平成28年2月25日に八千代町国民健康保険運営協議回に諮り、ご了承をいただいていることをご報告申し上げます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回提案しました補正予算は、本年度第1回目の補正で、歳入歳出とも474万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億6,128万3,000円とするものであります。

その内容でございますが、まず歳入から申し上げますと、後期高齢者医療保険料490万円を減額いたします。これは、主に特別徴収保険料の現年度分でございます。繰入金138万5,000円を減額いたします。これは、主に保険基盤安定繰入金に係るものであります。

繰越金247万6,000円を減額いたします。諸収入93万2,000円を減額いたします。これは、保険料還付金、保険事業委託金に係るものであります。

次に、歳出について申し上げますと、総務費68万4,000円を減額いたします。これは、主に通信運搬費及び健診業務委託料に係るものであります。

後期高齢者医療広域連合納付金355万7,000円を減額いたします。これは、保険料納付金及び保険基盤安定納付金に係るものであります。

諸支出金50万円を減額いたします。これは、保険料還付金に係るものであります。

以上が、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

続きまして、介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

まず初めに、保険事業勘定についてご説明申し上げます。今回提案しました補正予算は、本年度第3回目の補正で、歳入歳出とも5,982万5,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ16億2,728万3,000円とするものであります。

その内容でございますが、まず歳入から申し上げますと、保険料3,046万8,000円を増額いたします。これは、保険料の見込みの変更に伴うものでございます。

次に、国庫支出金2,382万1,000円を減額いたします。これは、介護給付金負担金及び調整交付金の内示額決定によるものでございます。

次に、支払基金交付金6,380万3,000円を減額いたします。これは、交付金の内示額決定によるものでございます。

次に、県支出金1,156万5,000円を減額いたします。これは、介護給付費負担金の内示額決定によるものであります。

次に、繰入金560万円を減額いたします。これは、主に平成26年度介護給付費等実績により、一般会計からの繰入金に超過額が生じたことによる精算金でございます。

次に、繰越金1,355万5,000円を増額いたします。これは平成26年度からの繰越金でございます。

次に、諸収入90万1,000円を増額いたします。これは、下妻地方広域介護認定審査会負担金の平成26年度精算金が主な内容でございます。

続いて、歳出について申し上げます。基金積立金1,999万9,000円を増額いたします。これは、介護保険給付の安定化を図るために積み立てをするものでございます。

次に、総務費15万3,000円を増額いたします。これは、職員の人件費でございます。

次に、保険給付費7,870万円を減額いたします。これは、保険給付費の見込みの変更に伴うものでございます。

次に、地域支援事業費127万7,000円を減額いたします。これは、主に事務費の見直しによるものでございます。

次に、介護サービス事業勘定についてご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、歳入歳出とも47万8,000円を増額し、予算総額を848万8,000円とするものであります。

その内容でございますが、まず歳入から申し上げますと、繰越金47万8,000円を増額いたします。これは、平成26年度からの繰越金でございます。

続きまして、歳出について申し上げます。諸支出金47万8,000円を増額いたします。これは、保険事業勘定への繰出金でございます。

以上が、介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

続きまして、八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回提案しました補正予算は、本年度第3回目の補正で、歳入歳出とも963万4,000円

を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億8,769万3,000円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、繰越金342万1,000円を増額し、国庫支出金の社会資本整備総合交付金1,215万5,000円、町債の土地区画整理事業債90万円をそれぞれ減額いたします。

歳出の内容につきましては、総務費・一般管理費の人件費73万7,000円、土地区画整理費・第1工区区画整理事業費の委託料50万円をそれぞれ減額し、土地区画整理費・第2工区区画整理事業費の委託料100万円を増額し、工事請負費259万7,000円、補償補填及び賠償金680万円をそれぞれ減額いたします。

なお、第2表、繰越明許費につきましては、第1工区の町単独による都市計画道路築造工事請負費、第2工区の交付金による家屋物件移転補償金を繰り越すものであります。

第3表、地方債補正につきましては、交付金の減に伴うものであります。

以上が、八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)の概要であります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について説明いたします。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第1回目の補正で、歳入歳出とも3億3,159万7,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ7億7,464万7,000円とするものであります。

補正の主な内容でございますが、歳入においては、国庫支出金を1億2,660万円、繰入金金を300万円、諸収入を810万9,000円、町債を2億360万円、それぞれ減額し、分担金及び負担金を756万4,000円、前年度繰越金を214万8,000円、それぞれ増額するものであります。

歳出においては、農業集落排水事業管理費における賃金、需用費、役務費、委託料等合わせて414万7,000円を減額し、積立金975万7,000円を増額いたします。

農業集落排水事業費においては、委託料、工事請負費、補償補填及び賠償金を合わせて3億3,624万円減額し、人件費23万3,000円を増額いたします。

公債費においては、償還金利子及び割引料を120万円減額するものであります。

第2表、継続費補正につきましては、中結城東部地区の処理施設築造工事の平成27年分支払額が確定したため、事業費を減額するものであります。

第3表、地方債補正につきましては、事業費の減額によるものであります。

以上が、農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の概要であります。

続きまして、下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきまして説明いたします。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第1回目の補正で、歳入歳出とも76万4,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ4億1,875万7,000円とするものであります。

補正の内容については、まず歳入から申し上げますと、繰入金においては、一般会計繰入金1,629万9,000円、下水道基金繰入金436万7,000円をそれぞれ減額いたします。

繰越金につきましては、前年度からの繰越金764万3,000円、諸収入において、雑入185万9,000円、町債において、下水道事業債30万円、災害復旧事業債1,010万円をそれぞれ増額いたします。

次に、歳出について申し上げますと、事業費において24万7,000円、公債費において51万7,000円を減額いたします。

第2表、繰越明許につきましては、公共下水道管渠工事において700万円、鬼怒小貝流域下水道事業建設負担金52万7,000円、災害復旧事業に係る鬼怒小貝流域下水道事業建設負担金936万9,000円を平成28年度に繰り越しいたします。

第3表、地方債補正につきましては、流域下水道事業130万円、特定環境保全公共下水道事業490万円をそれぞれ減額し、公共下水道事業650万円、災害復旧事業1,010万円をそれぞれ増額いたします。

以上が、下水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

続きまして、水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回提案しました補正予算は、本年度第1回目の補正で、3条予算の収益的収入を307万7,000円増額し、総額を4億7,040万2,000円とし、収益的支出を466万8,000円減額し、総額を3億8,729万9,000円とするものであります。

初めに、水道事業収益について申し上げます。営業収益のうち、給水収益の水道料金及び量水器使用料240万円、その他の営業収益で加入金等により70万円を増額し、営業外収益については、受取利息及び配当金で預金利息2万3,000円を減額するものであります。

続きまして、水道事業費用について申し上げます。営業費用のうち、原水費44万円、浄水費217万2,000円、配水費310万8,000円、総係費182万1,000円をそれぞれ減額し、減価償却費5万円を増額するものであります。

続きまして、営業外費用については、消費税及び地方消費税250万円を増額するものであります。

なお、特別損失については、過年度損益修正損32万3,000円を計上するものであります。

続きまして、4条の資本的支出につきましては、契約差金等により施設費で776万4,000円減額し、総額を9,815万1,000円とするものであります。

以上が、水道事業会計補正予算（第1号）の概要であります。

以上、一括上程されました各会計の補正予算につきまして提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。

議長（大久保 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号 平成27年度八千代町一般会計補正予算(第6号)から議案第17号 平成27年度八千代町水道事業会計補正予算（第1号）まで8件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号 平成27年度八千代町一般会計補正予算(第6号)から議案第17号 平成27年度八千代町水道事業会計補正予算（第1号）まで8件は、原案のとおり可決されました。

議長（大久保 武君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次会は、明日午前9時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 零時21分）